

富士見公園再編整備事業

入札説明書等に関する新旧対照表

令和4年6月8日

川崎市

富士見公園再編整備事業 事業契約書（案）に係る新旧対照表

No	頁	別紙	条	1	(1)	ア	①	(ア)	項目等	修正前	修正後
1	60	5		1					1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	・建設・工事監理業務のサービスの対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和4年7月（提案書提出時）の国土交通省公表の「建設工事デフレーター」における「建設総合-土木総合-公共工事-公園」を用い、各工事の着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。	・建設・工事監理業務のサービスの対価（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和4年3月（入札公告時）の国土交通省公表の「建設工事デフレーター」における「建設総合-土木総合-公共工事-公園」を用い、各工事の着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。
2	60	5		1					1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	・一期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和5年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年7月の建設工事デフレーター】-1	・一期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和5年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年3月の建設工事デフレーター】-1
3	60	5		1					1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	・二期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和5年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年7月の建設工事デフレーター】-1	・二期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和5年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年3月の建設工事デフレーター】-1
4	60	5		1					1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	・三期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和5年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年7月の建設工事デフレーター】-1	・三期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和5年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年3月の建設工事デフレーター】-1
5	60	5		1					1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	・四期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和7年5月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年7月の建設工事デフレーター】-1	・四期工事部分の物価変動率 =【工事着工日の属する月又は〔令和7年5月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター】÷【令和4年3月の建設工事デフレーター】-1

富士見公園再編整備事業 事業契約書（案）に係る新旧対照表

No	頁	別紙	条	1	(1)	ア	①	(ア)	項目等	修正前	修正後
6	60	5		1					1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・五期工事部分の物価変動率 = 【工事着工日の属する月又は〔令和8年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレター】 ÷ 【令和4年7月の建設工事デフレター】 - 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・五期工事部分の物価変動率 = 【工事着工日の属する月又は〔令和8年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレター】 ÷ 【令和4年3月の建設工事デフレター】 - 1